# 未支給年金
# お手続きガイド

## 手続きに必要な要件などのご確認

未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

## 年金の受取り内容のご確認

未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。

## 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

**必要書類リスト**

## 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

**説明事項のご確認**

# 未支給年金
# お手続きカード

## 手続きに必要な要件などのご確認

未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

お手続きカードNo.1

## 年金の受取り内容のご案内

未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。

お手続きカードNo.2

## 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

必要書類リスト　お手続きカード 請求書等記入例

## 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

説明事項のご確認　お手続きカードNo.3

# – 目次–


| カードNo. | タイトル | 説明の対象者（例） | 概要 |
|---|---|---|---|
| 1 | **年金を受け取るための要件** | ●全ての者 | ■遺族の要件<br>■亡くなった方の要件<br>■生計同一関係の認定要件 |
| 2 | **受取り内容** | ●全ての者 | ■亡くなった方が年金を受け取っていた場合<br>■亡くなった方が年金を請求していなかった場合 |
| 3 | **請求後の流れ** | ●請求書を提出した者 | ■年金の決定と受取り |

# No.1-1　年金を受け取るための要件

## 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方と**生計を同じくしていた**次の遺族に限られています。

| 順位 | 遺族 |
|---|---|
| 1 | 配偶者 |
| 2 | 子 |
| 3 | 父母 |
| 4 | 孫 |
| 5 | 祖父母 |
| 6 | 兄弟姉妹 |
| 7 | 上記以外の3親等内の親族 |

- 未支給年金を受ける順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- 未支給年金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。

- 遺族の年齢制限はありません。
- 該当する遺族がいない場合は、「死亡届」のみ提出ください。

遺族の範囲

## 亡くなった方の要件

死亡日において、亡くなった方が次の**いずれかに**該当するときに、遺族が受け取ることができます。

| | |
|---|---|
| 1 | 年金を受け取る前に亡くなったとき |
| 2 | 年金（※）を受け取る権利はあったが、請求しないうちに亡くなったとき |

※ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金

未-No.2

# No.1-2　年金を受け取るための要件

## 生計同一関係の認定要件

死亡日において次のいずれかに該当する遺族（※）が**生計を同じくしていた遺族**に該当をいたします。

**生計同一要件**
いずれか

① 亡くなった方と住民票上同一世帯に属していたとき

② 亡くなった方と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき

③ 亡くなった方の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当していたとき

ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
イ 亡くなった方に対して生活費、療養費等の経済的な援助が行われていたこと、または、亡くなった方から生活費、療養費等の経済的な援助が行われていたこと　など

※ 未支給年金を受け取ることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族になります。

遺族の範囲

（注）「生計同一関係に関する申立書」等の書類により、生計を同じくしていた遺族に該当することを申し立てていただく必要があります。
「請求書等記入例　– 必要書類を含む」（P11～P20）もご参照ください。

請求書等記入例
-必要書類を含む

# No.2-1　受取り内容

## 亡くなった方が年金を受け取っていた場合

亡くなった方が受け取っていた年金額や亡くなった時期などにより、受け取れる年金額が異なります。

**例1：偶数月に亡くなった場合**

**例2：奇数月に亡くなった場合**

年金受給者が亡くなった場合には、市区町村窓口や日本年金機構への死亡届などの提出のほか、**金融機関へのお手続きも必要**となります。

# No.2-2　受取り内容

## 亡くなった方が年金を請求していなかった場合

亡くなった方が年金を請求していなかった場合には、以下の年金を受け取ることができる可能性があります。
この場合には、未支給年金の請求とあわせて、亡くなった方の年金請求のお手続きも必要となります。

### 1．老齢基礎年金

国民年金保険料を10年以上納付した方などが65歳から受け取ることができる年金です。

老齢

### 2．障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日がある病気・けがが原因で障がい者になったときに受け取ることができる年金です。

障害

### 3．遺族基礎年金

一定の要件を満たした方が亡くなった場合に、遺族が受け取ることができる年金です。

遺族

### 4．寡婦年金

一定の要件を満たした夫が死亡した場合、10年以上婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）のあった妻が、60歳以上65歳未満の間で受け取ることができる国民年金独自の年金です。

寡婦

# No.3-1　請求後の流れ

## 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。なお、受給要件に該当しなかった場合には「不該当通知書」が送付されます。

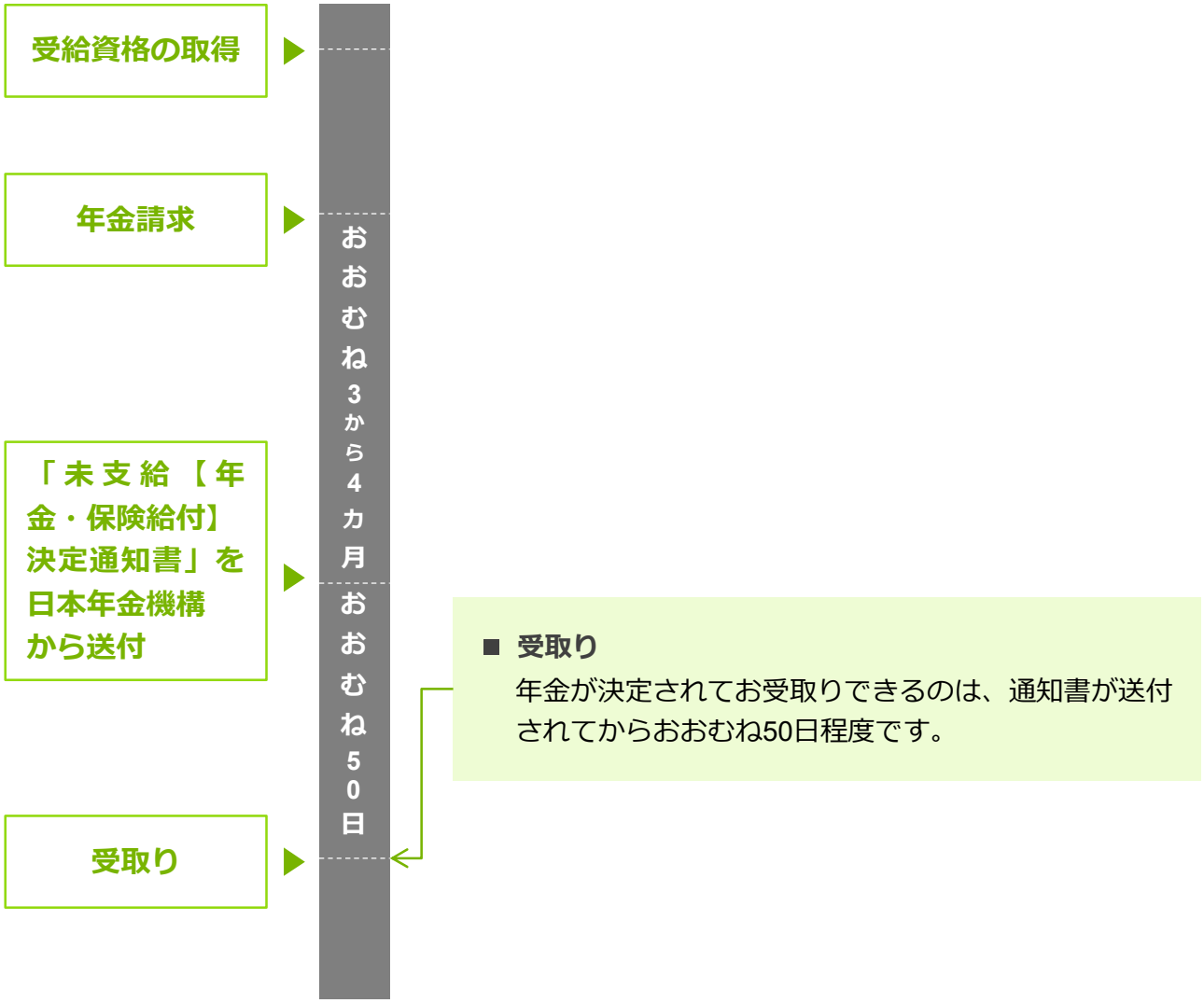


受け取れる年金額は**「未支給【年金・保険給付】決定通知書」**で確認できます。

# No.3-2　請求後の流れ

- 未支給【年金・保険給付】決定通知書

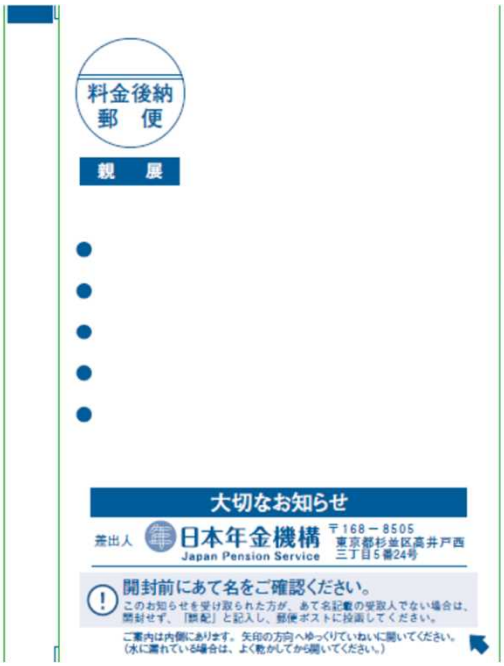

料金後納
郵便

親展

大切なお知らせ

差出人　日本年金機構　Japan Pension Service　〒168－8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

開封前にあて名をご確認ください。
このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。）

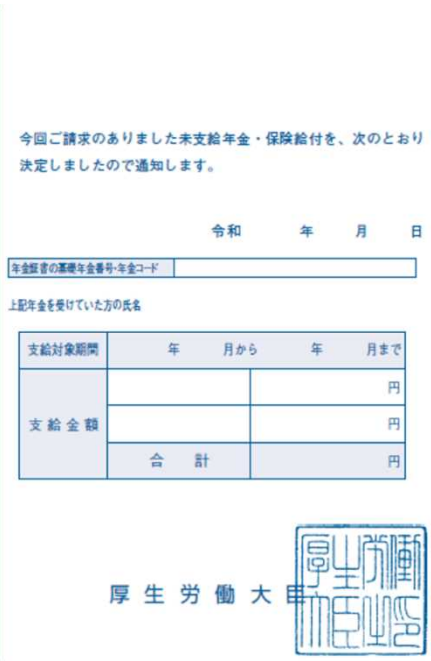

今回ご請求のありました未支給年金・保険給付を、次のとおり決定しましたので通知します。

令和　　年　　月　　日

| 年金証書の基礎年金番号・年金コード | |
|---|---|

上記年金を受けていた方の氏名

| 支給対象期間 | 年　月から | 年　月まで |
|---|---|---|
| 支給金額 | | 円 |
| | | 円 |
| | 合　計 | 円 |

厚生労働大臣

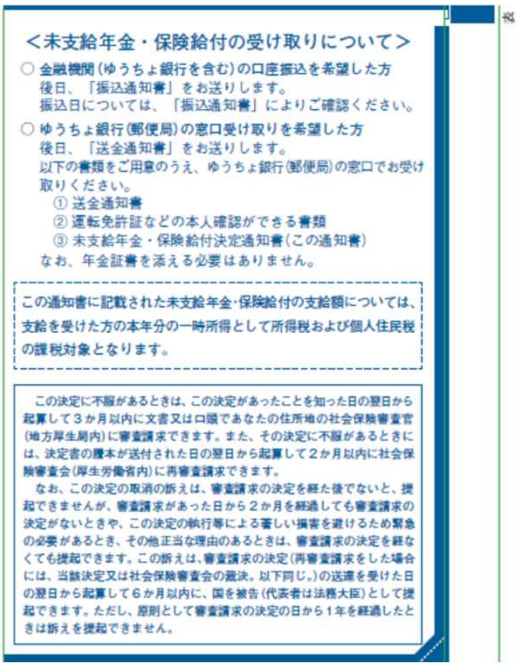

＜未支給年金・保険給付の受け取りについて＞

○ 金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の口座振込を希望した方
後日、「振込通知書」をお送りします。
振込日については、「振込通知書」によりご確認ください。

○ ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口受け取りを希望した方
後日、「送金通知書」をお送りします。
以下の書類をご用意のうえ、ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口でお受け取りください。
① 送金通知書
② 運転免許証などの本人確認ができる書類
③ 未支給年金・保険給付決定通知書（この通知書）
なお、年金証書を添える必要はありません。

この通知書に記載された未支給年金・保険給付の支給額については、支給を受けた方の本年分の一時所得として所得税および個人住民税の課税対象となります。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して２か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から２か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から１年を経過したときは訴えを提起できません。

# 請求書等記入例　– 必要書類を含む –

## 必ず提出・添付するもの

- 未支給【年金・保険給付】請求書
- 亡くなった方の年金手帳、基礎年金番号通知書または年金証書

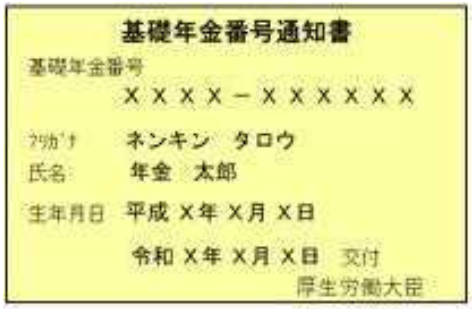


<以前交付されていた年金手帳>

- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（コピー可）　（請求書に金融機関の証明を受けた場合、公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要）
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、法定相続情報一覧図の写しのいずれか
- 生計同一の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）

# 請求書等記入例　– 必要書類を含む –

## 生計同一関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と別居等されている請求書の場合で、第三者の証明もしくは第三者の証明に代わる書類の添付が必要））
- 【第三者の証明に代わる書類】
  - ・資格確認書の写し等
    ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
  - ・給与明細または賃金台帳等　※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
  - ・源泉徴収票または課税（非課税）証明書等　※税法上の扶養家族になっている場合
  - ・定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等
    ※定期的に送金がある場合
- 事実婚関係に関する申立書（該当する方の場合に必要）

## その他、状況によって必要な書類

- 委任状（代理人が手続きする場合）
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの　※運転免許証、パスポート等

# 請求書等記入例　– 必要書類を含む –

## 未支給【年金・保険給付】請求書記載例

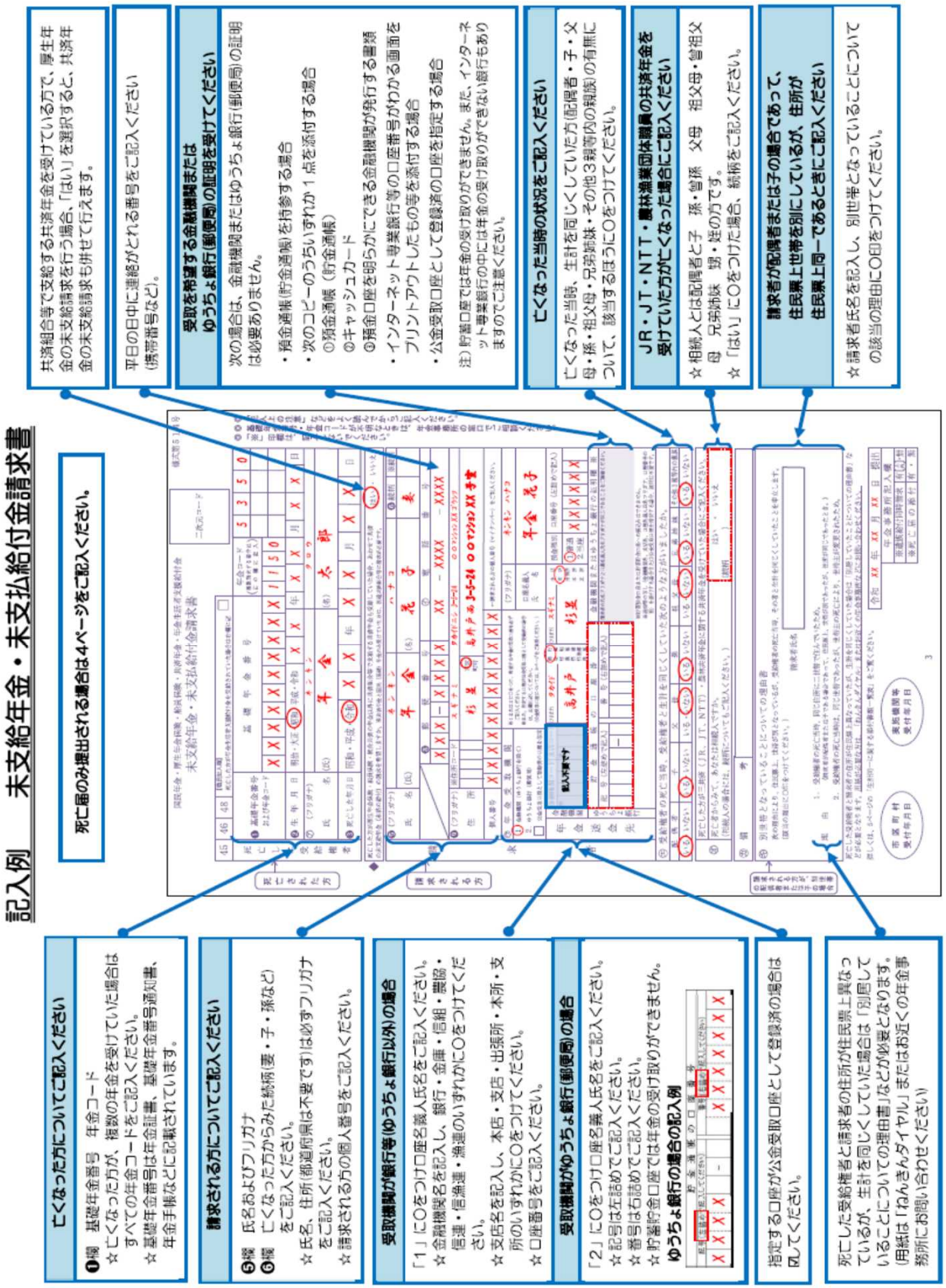

## 年金受給権者死亡届（報告書）記載例

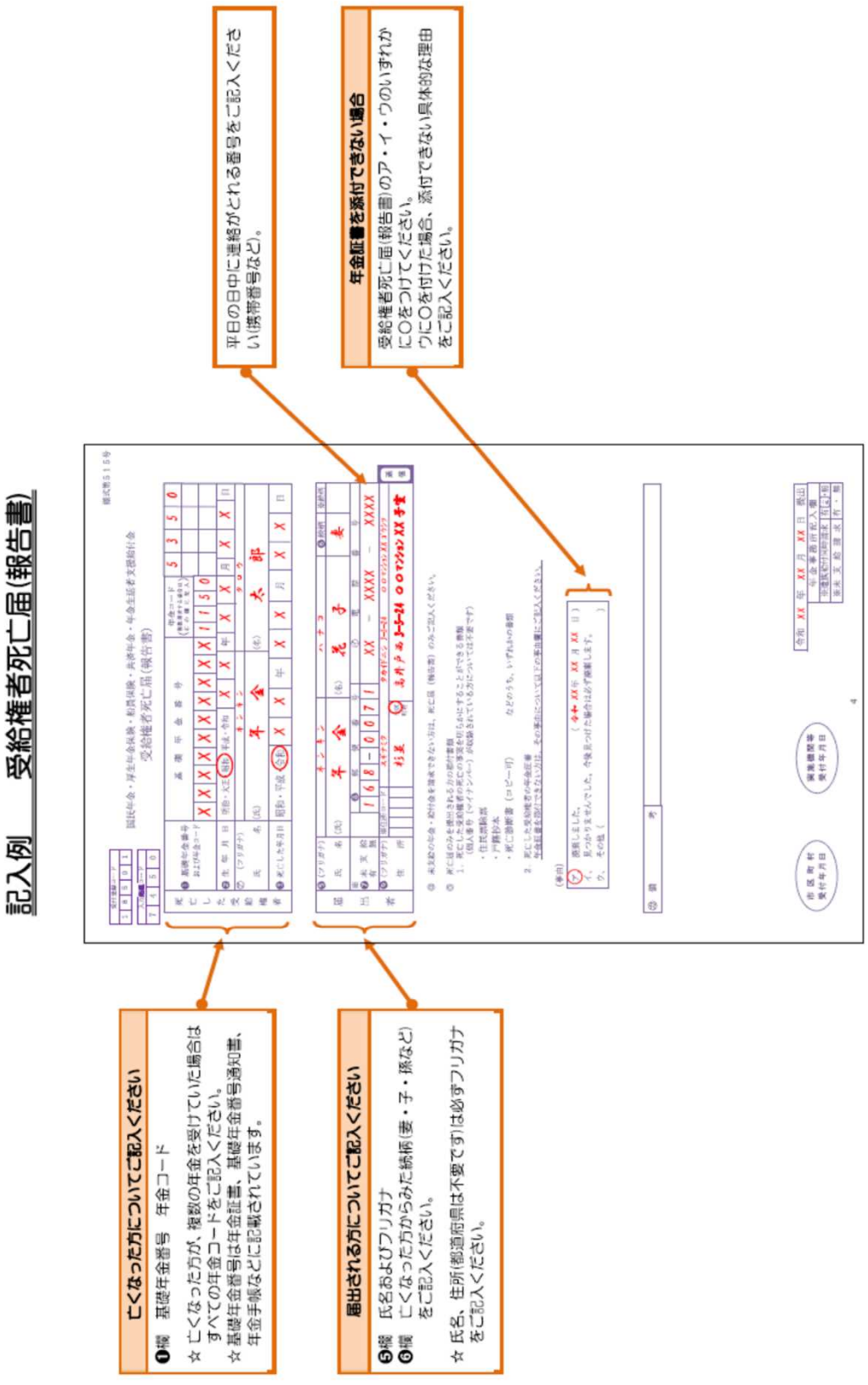

## 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子である場合）

遺族年金　未支給　一時金　　配偶者・子用　様式３

### 生計同一関係に関する申立書

**生計同一関係にあったことの申立**

申立年月日：令和＿＿年＿＿月＿＿日　　**※ この申立書の記入日を記載してください。**

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（①との続柄：　　）

上記①・②の方の状況に応じて、次の１～３のいずれか１つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

１．　①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。
【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．　①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。
【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裏面へ続く

# 請求書等記入例　– 必要書類を含む –

## 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子である場合）

遺族年金　未支給　一時金　　配偶者・子用　様式３

**３．　①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。**

**（１）別居していた理由を以下に記載してください。**

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**（２）経済的援助の状況について、以下に記載してください。**

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（　あり　・　なし　）

経済的援助の回数　　（　年　・　月　　約 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 回程度）

経済的援助の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎　**上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。**

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（　あり　・　なし　）

経済的援助の回数　　（　年　・　月　　約 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 回程度）

経済的援助の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**（３）音信・訪問の状況について、以下の㋐～㋒に記載してください。**

㋐　音信の手段　　（ 訪問・電話・メール・その他：　　）

㋑　訪 問 回 数　　（ 年　・　月　・　週　：約 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 回程度）

㋒　音信・訪問の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**第三者による証明欄**　※　上記１に○をされた場合（住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合）または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実に相違ないことを証明します。
また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和＿＿年＿＿月＿＿日　　※ 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号 ＿＿－＿＿－＿＿

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長　様

## 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

遺族年金　未支給　一時金　　配偶者・子以外用　様式４

### 生計同一関係に関する申立書

**生計同一関係にあったことの申立**

申立年月日：令和＿＿年＿＿月＿＿日　　※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（①との続柄：　　）

上記①・②の方の状況に応じて、次の１、２のいずれか１つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

１．　①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別住所となっている理由を以下に記載してください。】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裏面へ続く

## 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

遺族年金　未支給　一時金　　配偶者・子以外用　様式４

２．　①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

【経済的援助の状況について、以下に記載してください。】

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（　あり　・　なし　）

経済的援助の回数　　（　年　・　月　　約 ＿＿＿＿＿＿ 回程度）

経済的援助の金額　　（　年　・　月　　約 ＿＿＿＿＿＿ 円程度）

経済的援助の内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎　上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（　あり　・　なし　）

経済的援助の回数　　（　年　・　月　　約 ＿＿＿＿＿＿ 回程度）

経済的援助の金額　　（　年　・　月　　約 ＿＿＿＿＿＿ 円程度）

経済的援助の内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**第三者による証明欄**　　※ 生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実に相違ないことを証明します。
また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　※ 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号 ＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長　様

## 事実婚関係に関する申立書

遺族年金　未支給　一時金　　事実婚用　様式７

### 事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

**婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいたこと並びに生計同一関係にあったことの申立**

申立年月日：令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って夫婦としての共同生活を営み、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 亡くなった方（配偶者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記①・②の方の状況に応じて、次の１～３のいずれか１つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

１．①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。
【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。
【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裏面へ続く

# 請求書等記入例　– 必要書類を含む –

## 事実婚関係に関する申立書

遺族年金　未支給　一時金　　事実婚用　様式7

**3．　①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。**

**（1）別居していた理由を以下に記載してください。**

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**（2）経済的援助の状況について、以下に記載してください。**

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（　あり　・　なし　）

経済的援助の回数　　（　年　・　月　　約 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 回程度）

経済的援助の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎　**上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。**

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（　あり　・　なし　）

経済的援助の回数　　（　年　・　月　　約 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 回程度）

経済的援助の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**（3）音信・訪問の状況について、以下の㋐～㋒に記載してください。**

㋐　音信の手段　　（訪問・電話・メール・その他：　　）

㋑　訪問回数　　（年　・　月　・　週　：約 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 回程度）

㋒　音信・訪問の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**第三者による証明欄**

上記の事実に相違ないことを証明します。
また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和＿＿年＿＿月＿＿日　　※ **表面の申立日（記入日）以後に証明してください。**

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号 ＿＿－＿＿－＿＿

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長　様

# –遺族（請求者）の範囲 –

= 「三親等の傍系血族」

※　死亡者および請求者の三親等内の親族は、第三者証明の認証が不可能。

= 寡婦年金
= 遺族基礎年金
= 死亡一時金
= 未支給年金

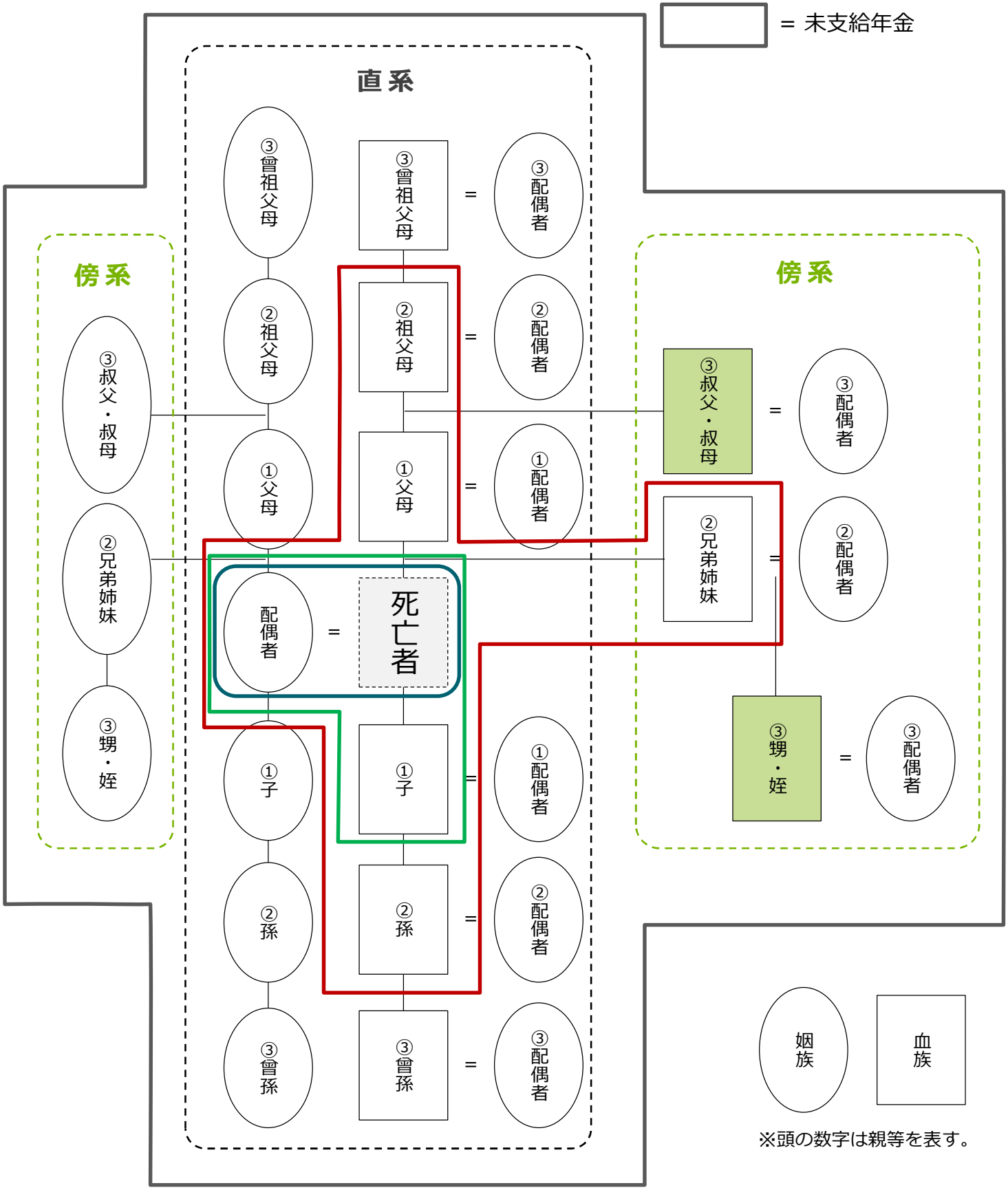

# – 法定相続人の範囲 –

**※　配偶者は常に相続人となる。**

第1順位：直系卑属（子、孫、曾孫など）
第2順位：直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）
第3順位：兄弟姉妹

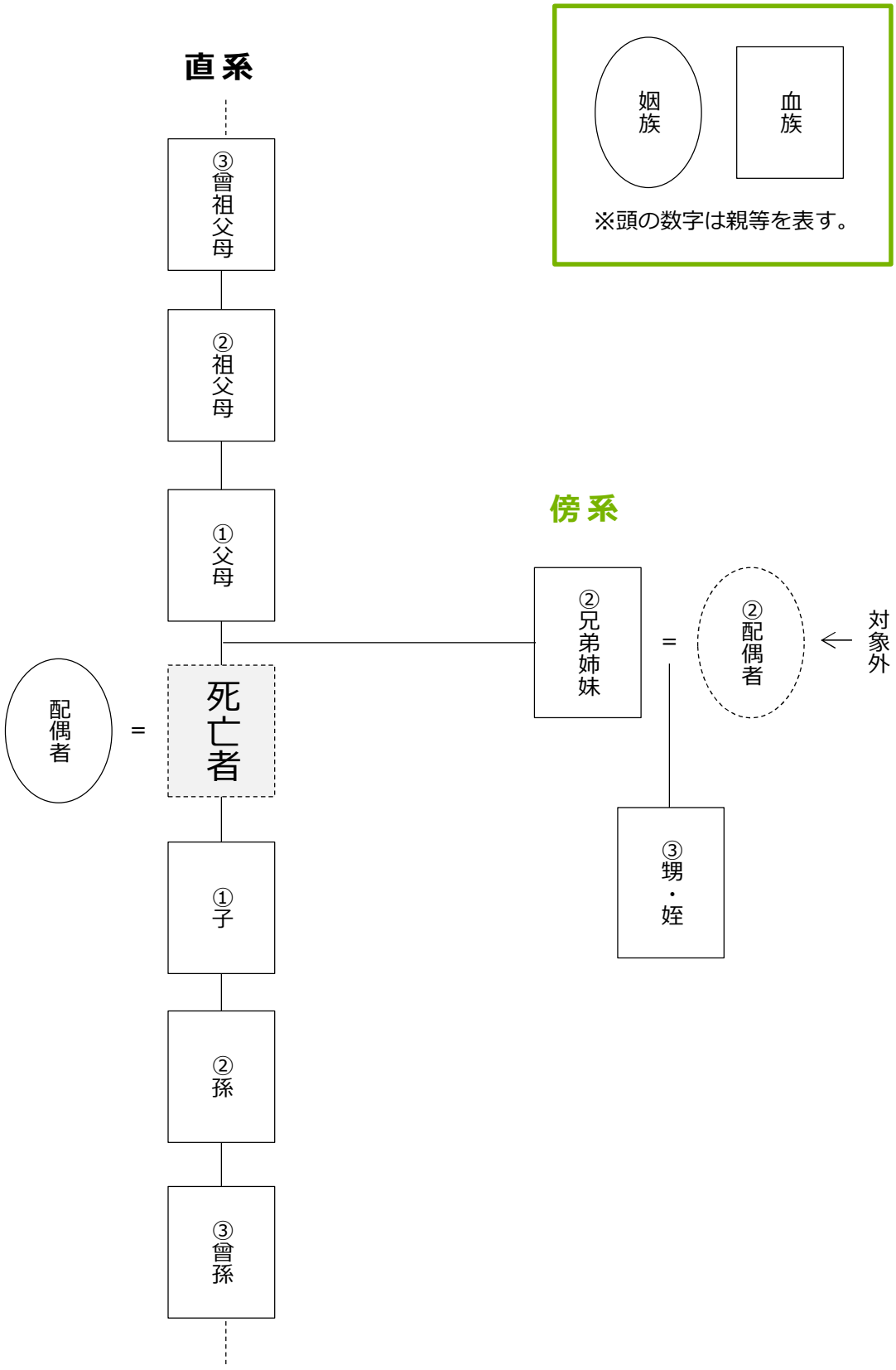

# – 年齢早見表–（令和8年1月1日～12月31日）

| 和暦（年） | 西暦（年） | 年齢 |
|---|---|---|
| 昭和10 | 1935 | 91 |
| 昭和11 | 1936 | 90 |
| 昭和12 | 1937 | 89 |
| 昭和13 | 1938 | 88 |
| 昭和14 | 1939 | 87 |
| 昭和15 | 1940 | 86 |
| 昭和16 | 1941 | 85 |
| 昭和17 | 1942 | 84 |
| 昭和18 | 1943 | 83 |
| 昭和19 | 1944 | 82 |
| 昭和20 | 1945 | 81 |
| 昭和21 | 1946 | 80 |
| 昭和22 | 1947 | 79 |
| 昭和23 | 1948 | 78 |
| 昭和24 | 1949 | 77 |
| 昭和25 | 1950 | 76 |
| 昭和26 | 1951 | 75 |
| 昭和27 | 1952 | 74 |
| 昭和28 | 1953 | 73 |
| 昭和29 | 1954 | 72 |
| 昭和30 | 1955 | 71 |
| 昭和31 | 1956 | 70 |
| 昭和32 | 1957 | 69 |
| 昭和33 | 1958 | 68 |
| 昭和34 | 1959 | 67 |
| 昭和35 | 1960 | 66 |
| 昭和36 | 1961 | 65 |
| 昭和37 | 1962 | 64 |
| 昭和38 | 1963 | 63 |
| 昭和39 | 1964 | 62 |
| 昭和40 | 1965 | 61 |

| 和暦（年） | 西暦（年） | 年齢 |
|---|---|---|
| 昭和41 | 1966 | 60 |
| 昭和42 | 1967 | 59 |
| 昭和43 | 1968 | 58 |
| 昭和44 | 1969 | 57 |
| 昭和45 | 1970 | 56 |
| 昭和46 | 1971 | 55 |
| 昭和47 | 1972 | 54 |
| 昭和48 | 1973 | 53 |
| 昭和49 | 1974 | 52 |
| 昭和50 | 1975 | 51 |
| 昭和51 | 1976 | 50 |
| 昭和52 | 1977 | 49 |
| 昭和53 | 1978 | 48 |
| 昭和54 | 1979 | 47 |
| 昭和55 | 1980 | 46 |
| 昭和56 | 1981 | 45 |
| 昭和57 | 1982 | 44 |
| 昭和58 | 1983 | 43 |
| 昭和59 | 1984 | 42 |
| 昭和60 | 1985 | 41 |
| 昭和61 | 1986 | 40 |
| 昭和62 | 1987 | 39 |
| 昭和63 | 1988 | 38 |
| 昭和64／平成元 | 1989 | 37 |
| 平成２ | 1990 | 36 |
| 平成3 | 1991 | 35 |
| 平成4 | 1992 | 34 |
| 平成5 | 1993 | 33 |
| 平成6 | 1994 | 32 |
| 平成7 | 1995 | 31 |

| 和暦（年） | 西暦（年） | 年齢 |
|---|---|---|
| 平成8 | 1996 | 30 |
| 平成9 | 1997 | 29 |
| 平成10 | 1998 | 28 |
| 平成11 | 1999 | 27 |
| 平成12 | 2000 | 26 |
| 平成13 | 2001 | 25 |
| 平成14 | 2002 | 24 |
| 平成15 | 2003 | 23 |
| 平成16 | 2004 | 22 |
| 平成17 | 2005 | 21 |
| 平成18 | 2006 | 20 |
| 平成19 | 2007 | 19 |
| 平成20 | 2008 | 18 |
| 平成21 | 2009 | 17 |
| 平成22 | 2010 | 16 |
| 平成23 | 2011 | 15 |
| 平成24 | 2012 | 14 |
| 平成25 | 2013 | 13 |
| 平成26 | 2014 | 12 |
| 平成27 | 2015 | 11 |
| 平成28 | 2016 | 10 |
| 平成29 | 2017 | 9 |
| 平成30 | 2018 | 8 |
| 平成31／令和元 | 2019 | 7 |
| 令和２ | 2020 | 6 |
| 令和３ | 2021 | 5 |
| 令和４ | 2022 | 4 |
| 令和５ | 2023 | 3 |
| 令和６ | 2024 | 2 |
| 令和7 | 2025 | 1 |

# – 年齢早見表–（令和7年1月1日～12月31日）

| 和暦（年） | 西暦（年） | 年齢 |
|---|---|---|
| 昭和9 | 1934 | 91 |
| 昭和10 | 1935 | 90 |
| 昭和11 | 1936 | 89 |
| 昭和12 | 1937 | 88 |
| 昭和13 | 1938 | 87 |
| 昭和14 | 1939 | 86 |
| 昭和15 | 1940 | 85 |
| 昭和16 | 1941 | 84 |
| 昭和17 | 1942 | 83 |
| 昭和18 | 1943 | 82 |
| 昭和19 | 1944 | 81 |
| 昭和20 | 1945 | 80 |
| 昭和21 | 1946 | 79 |
| 昭和22 | 1947 | 78 |
| 昭和23 | 1948 | 77 |
| 昭和24 | 1949 | 76 |
| 昭和25 | 1950 | 75 |
| 昭和26 | 1951 | 74 |
| 昭和27 | 1952 | 73 |
| 昭和28 | 1953 | 72 |
| 昭和29 | 1954 | 71 |
| 昭和30 | 1955 | 70 |
| 昭和31 | 1956 | 69 |
| 昭和32 | 1957 | 68 |
| 昭和33 | 1958 | 67 |
| 昭和34 | 1959 | 66 |
| 昭和35 | 1960 | 65 |
| 昭和36 | 1961 | 64 |
| 昭和37 | 1962 | 63 |
| 昭和38 | 1963 | 62 |
| 昭和39 | 1964 | 61 |

| 和暦（年） | 西暦（年） | 年齢 |
|---|---|---|
| 昭和40 | 1965 | 60 |
| 昭和41 | 1966 | 59 |
| 昭和42 | 1967 | 58 |
| 昭和43 | 1968 | 57 |
| 昭和44 | 1969 | 56 |
| 昭和45 | 1970 | 55 |
| 昭和46 | 1971 | 54 |
| 昭和47 | 1972 | 53 |
| 昭和48 | 1973 | 52 |
| 昭和49 | 1974 | 51 |
| 昭和50 | 1975 | 50 |
| 昭和51 | 1976 | 49 |
| 昭和52 | 1977 | 48 |
| 昭和53 | 1978 | 47 |
| 昭和54 | 1979 | 46 |
| 昭和55 | 1980 | 45 |
| 昭和56 | 1981 | 44 |
| 昭和57 | 1982 | 43 |
| 昭和58 | 1983 | 42 |
| 昭和59 | 1984 | 41 |
| 昭和60 | 1985 | 40 |
| 昭和61 | 1986 | 39 |
| 昭和62 | 1987 | 38 |
| 昭和63 | 1988 | 37 |
| 昭和64／平成元 | 1989 | 36 |
| 平成２ | 1990 | 35 |
| 平成3 | 1991 | 34 |
| 平成4 | 1992 | 33 |
| 平成5 | 1993 | 32 |
| 平成6 | 1994 | 31 |

| 和暦（年） | 西暦（年） | 年齢 |
|---|---|---|
| 平成7 | 1995 | 30 |
| 平成8 | 1996 | 29 |
| 平成9 | 1997 | 28 |
| 平成10 | 1998 | 27 |
| 平成11 | 1999 | 26 |
| 平成12 | 2000 | 25 |
| 平成13 | 2001 | 24 |
| 平成14 | 2002 | 23 |
| 平成15 | 2003 | 22 |
| 平成16 | 2004 | 21 |
| 平成17 | 2005 | 20 |
| 平成18 | 2006 | 19 |
| 平成19 | 2007 | 18 |
| 平成20 | 2008 | 17 |
| 平成21 | 2009 | 16 |
| 平成22 | 2010 | 15 |
| 平成23 | 2011 | 14 |
| 平成24 | 2012 | 13 |
| 平成25 | 2013 | 12 |
| 平成26 | 2014 | 11 |
| 平成27 | 2015 | 10 |
| 平成28 | 2016 | 9 |
| 平成29 | 2017 | 8 |
| 平成30 | 2018 | 7 |
| 平成31／令和元 | 2019 | 6 |
| 令和２ | 2020 | 5 |
| 令和３ | 2021 | 4 |
| 令和４ | 2022 | 3 |
| 令和５ | 2023 | 2 |
| 令和６ | 2024 | 1 |

## 年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が、受け取っていた年金の種類によって、年金請求窓口は以下のようになっております。

| 亡くなられた方が受給していた年金の種類 | 請求窓口 |
|---|---|
| 老齢基礎年金 | 年金事務所 |
| 障害基礎年金 | 当市区町村窓口 |
| 遺族基礎年金 | 当市区町村窓口 |
| 寡婦年金 | 当市区町村窓口 |

## 年金のご相談

| 問い合わせ先 | 電話番号（FAX番号） | 受付時間 |
|---|---|---|
| ○○年金事務所 | 00-0000-0000 | 平日：○○時～○○時<br>土日祝：○○時～○○時 |
| 街角の年金相談センター | 00-0000-0000 | 平日：○○時～○○時<br>土日祝：○○時～○○時 |
| ねんきんダイヤル<br>※土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。 | 0570-05-1165 | ・月曜日：午前8時30分～午後７時00分（月曜日が祝日の場合は翌開所日）<br>・火曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分<br>・第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分 |
| ○○市区町村窓口 | 00-0000-0000<br>（00-0000-0000） | 平日：○○時～○○時<br>土日祝：○○時～○○時 |